

利用料表（概算）

神港園レインボー西宮デイサービスセンター
認知症対応型通所介護
令和8年10月1日

単位（円）

I 介護保険サービス利用料【認知症対応型 I・i】

要介護度	サービス種別	介護保険基本金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
		1回	1回	1回
支援1	6時間以上7時間未満	823	1,646	2,469
支援2	6時間以上7時間未満	922	1,844	2,765
介護1	6時間以上7時間未満	953	1,906	2,859
介護2	6時間以上7時間未満	1,055	2,110	3,165
介護3	6時間以上7時間未満	1,155	2,309	3,464
介護4	6時間以上7時間未満	1,258	2,515	3,772
介護5	6時間以上7時間未満	1,361	2,721	4,081

II その他のサービス利用料

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	給食等の食事	昼食（650円）、おやつ（100円）の料金	1回	750
2	排泄物品	施設のリハビリパンツ、パッド等の使用の場合	1回	実費
3	連絡帳ファイル	連絡帳、配布物を入れるケースファイル等の料金	1回	実費
4	その他	ご利用者個別に使用する物品（コピー代、写真等）	1回	実費
5	レクリエーション費	特別なレクリエーション及び行事を行う場合の費用	1回	実費
6	振込手数料	利用料金等の集金代行業務に関わる費用	1回	120

※ I・IIにおいて該当する部分の合計額が個人負担額の概算金額となります。
※金額は、税込み金額となります。

介護保険サービス 加算項目説明

単位(円)

Ⅲ①【要支援1・2】介護保険サービス利用料

加算名称	日額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算Ⅰ	44	87	130	入浴介助を行った場合
入浴介助加算Ⅱ	60	119	179	浴室における動作及び浴室の環境を医師等が評価し必要な助言を行い、居宅の状況に近い環境で入浴介助を行った場合
個別機能訓練加算Ⅰ	30	59	88	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職員が共同し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成。計画に基づき機能訓練を実施し評価を行った場合
個別機能訓練加算Ⅱ／月	22	44	65	個別機能訓練計画などの内容を厚生労働省へ提出する
口腔機能向上加算Ⅰ（月2回）	163	325	488	利用者の口腔機能の向上を目的とした、口腔内の清潔・摂食・嚥下機能に関する訓練を必要性において行う場合
口腔機能向上加算Ⅱ（月2回）	174	347	520	口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省へ提出する
若年性認知症利用者受入加算	65	130	195	基準に適合する事業者による、40歳以上65歳未満の認知症利用者を対象とし、指定認知症対応型通所介護を行った場合
科学的介護推進体制加算／月	44	87	130	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況他の情報を厚生労働省に提出。必要に応じてサービス計画を見直すなど上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する
送迎未実施減算（片道）	- 51	- 102	- 153	事業所が送迎を行わなかった場合
介護職員等処遇改善加算Ⅱ口	基本単位＋各加算に229/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

Ⅲ②【要介護1～5】介護保険サービス利用料

加算名称	日額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算Ⅰ	44	87	130	入浴介助を行った場合
入浴介助加算Ⅱ	60	119	179	浴室における動作及び浴室の環境を医師等が評価し必要な助言を行い、居宅の状況に近い環境で入浴介助を行った場合
個別機能訓練加算Ⅰ	30	59	88	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職員が共同し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成。計画に基づき機能訓練を実施し評価を行った場合
個別機能訓練加算Ⅱ／月	22	44	65	個別機能訓練計画などの内容を厚生労働省へ提出する
口腔機能向上加算Ⅰ（月2回）	163	325	488	利用者の口腔機能の向上を目的とした、口腔内の清潔・摂食・嚥下機能に関する訓練を必要性において行う場合
口腔機能向上加算Ⅱ（月2回）	174	347	520	口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省へ提出する
若年性認知症利用者受入加算	65	130	195	基準に適合する事業者による、40歳以上65歳未満の認知症利用者を対象とし、指定認知症対応型通所介護を行った場合
科学的介護推進体制加算／月	44	87	130	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況他の情報を厚生労働省に提出。必要に応じてサービス計画を見直すなど上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する
送迎未実施減算（片道）	- 51	- 102	- 153	事業所が送迎を行わなかった場合
介護職員等処遇改善加算Ⅱ口	基本単位＋各加算に229/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

概算利用料金

Ⅰ 介護保険サービス利用料

+

Ⅱ その他のサービス利用料

=

合計